

# 病床転換助成事業について

※各都道府県医療構造改革担当部局(各都道府県における当室との窓口)が、本日臨席されている国保主管課(部)でない場合は、本資料を該当する部局へお渡し頂き、本日の内容をお伝え願います。

## 病床転換助成金（政令部分）

前期高齢者納付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令  
附則第5条～第8条（新設）

- 病床転換助成事業（病院等の開設者が行う病床の転換（病床を減少させるとともに介護保険施設の新設又は増設により病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させること）に要する費用を助成する事業）の終期を平成25年3月31日とすること。
- 病床転換助成事業に要する費用の額の総額を定める率を、当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の予想額の総額の0.25%とすること。
- 病床転換助成事業に要する費用に対する国の交付金の額を、各都道府県につき、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の額の27分の10に相当する額とすること。
- 病床転換助成事業に要する費用に対する支払基金の交付金の額を、各都道府県につき、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の額の27分の12に相当する額とすること。

## 病床転換助成金（省令部分）

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令  
附則第5条～第7条

- 病床転換助成事業の対象となる保険医療機関の開設者は、次に掲げる者とする。
  - ① 医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人
  - ② 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者(①に該当する者を除く。)
  - ③ 医療法第8条の規定により、診療所の開設の届出をした者
  
- 病床転換助成事業の対象となる病床の転換に係る病床の種別は、次に掲げる病床とする。
  - ① 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床
  - ② 前号に掲げるもののほか、医療の効率的な提供の推進のために病床の転換が必要と認められる病床
  
- 病床転換助成事業の対象となる病床の転換に係る転換先となる施設は、軽費老人ホームその他の厚生労働大臣が定めるものとする。

### (1) 条件

- 療養病床等の長期入院病床を老人保健施設又は居住系サービス施設等に転換すること。
- 改修、改築、新築とも可。新築の場合、同じ老人保健福祉圏域内であれば、別の場所でも可。
- 転換対象となる病床(案)
  - ① 療養病床、② 入院している患者の年齢構成、医療の提供の状況等を考慮して療養病床の転換と一体的に取り扱う方が適当と認められる病床 等
- 転換先となる施設(案)
  - ① 老人保健施設、② ケアハウス、
  - ③ 有料老人ホーム(居室が原則個室、床面積が概ね13㎡以上、利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。)、
  - ④ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、
  - ⑤ 認知症高齢者グループホーム、⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所、
  - ⑦ 生活支援ハウス(離島振興法等に基づくものに限る。)、
  - ⑧ 高齢者専用賃貸住宅のうち一定の要件を満たすもの

### (2) 財源

- 事業実施主体：都道府県
- 費用負担割合：国：都道府県：保険者(病床転換支援金等) = 10:5:12

## (3)補助単価(検討中)

- 老健局「地域介護・福祉空間整備等交付金」の先進的事業支援特例交付金、ならびに医政局「医療提供体制施設整備交付金」の医療施設近代化設備と同額とする方向で検討中。

	補助基準単価 (1床あたり)	国(10/27)	都道府県(5/27)	保険者(12/27) (病床転換支援金等)
創設・新設	1,000千円	370千円	185千円	445千円
改築	1,200千円	445千円	222千円	533千円
改修	500千円	185千円	93千円	222千円

## 老健局

	交付基準単価
創設	1,000千円
改築	1,200千円
改修	500千円

## 医政局

	交付単価
新築	1,000千円
改築	1,200千円
改修	500千円

#### (4) 手続き

- 平成19年度以降、毎年度、各都道府県は、県内の医療療養病床等を有する医療機関等から、病床転換の意向聴取を行い、翌年度における予定転換数を把握する。
- 厚生労働省は、各都道府県が把握した数字を集計し、政令で定めた給付費に対する上限比率(0.25%)の範囲内にあるかどうかを確認する。
- 各都道府県は、厚生労働大臣と協議して、病床転換助成事業に要する費用の額を定める。
- 厚生労働省は、費用額を社会保険診療報酬支払基金に伝え、基金において保険者からの病床転換支援金の徴収及び都道府県への交付を行う。

#### (5) 主なスケジュール ※詳細はスケジュール(次ページ)参照

- 国の交付要綱(案)を作成(9月頃を目途)
- 国の交付要綱(案)を受けて、各都道府県における交付要綱(案)を作成(10月頃を目途)
- 交付要綱(案)の作成と並行し、各都道府県において、平成20年度の予算化(11月頃まで)
  - ◆補助単価(検討中)に、想定転換数(意向調査等も含め総合的に判断)を乗じる
  - ◆予算化の過程で、47都道府県の総額が国の予算と整合性が取れるよう、協議調整

	平成19年度												平成20年度												平成21年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	2月
支払基金	○保険者に対して加入者数(実績)の調査依頼(平成18年10月)												○加入者数(実績)の集計												○都道府県あて助成交付金の支払		
保険者	○基金に対して加入者数(実績)の報告												○組合金等で次年度予算を決定												○実績報告書の審査		
国	○上限比率の政令や省令(4/1施行) ○交付要綱(案)の公表												○意向調査等に基づき概算要求、基金、都道府県に連絡												○交付決定		
都道府県	○地域ケア体制整備構想作成に係る短期ワークシート作成												○意向調査												○実績報告書の審査		
事業者(病院)	●事業計画の作成												○国の概算要求単価に基づき予算要求・国との要求額の協議調整 ●事業計画の作成依頼 ○交付要綱(案)の作成・公表												○交付額の確定		
	○基金の予算認可												○病床転換助成事業に要する費用総額の同議												○交付額の決定		
	○提出金額の決定、保険者への通知(上旬)												○交付要綱の発出 ○病床転換助成事業に要する費用総額の基金への通知												○交付申請書の審査		
	○支給金の徴収												○交付決定 ○交付申請書の審査												○交付申請書の審査		
	○支給金の納付												○病床転換助成事業に要する費用総額の同議												○医療機関の工事状況把握 ○予定通り工事中の医療機関に助成金申請案内		
	○実績報告書の作成・提出												○実績報告書の作成・提出												○実績報告書の作成・提出		

※事業計画(●のついたもの)については平成19年度のみこのスケジュール、20年度以降は毎年4~7月に作成・審査・採択し、予算化する流れで予定している

## 病床転換支援事業の財源構成の考え方

(参考)

### ○ 後期高齢者医療制度における費用負担割合

以下の負担割合を基本としつつ、高齢者の保険料は含めないこととする。

(理由)

医療の面のみで見れば、高齢者の多い療養病床の削減は、高齢者にとって、保険料の低減になる一方で、給付の削減につながることから、そのための費用として高齢者の保険料は充てない。

公費 5割	国 4 (全体の1/3)	地方 : 2 (全体の1/6)
高齢者の保険料 1割	後期高齢者医療支援金(仮称) (若年者の保険料) 4割 (全体の2/5)	

※なお、地方の負担については、

- ①事業の実施主体が都道府県であること(市町村から都道府県への助成は一般的ではないこと)
- ②入院者は通常広域にわたることから、市町村が受ける医療費削減効果に応じた費用負担ルールを定めることが難しいこと  
などから、都道府県のみにおいて行う。

### ○ 各費用負担主体の負担割合の考え方

高齢者保険料分を国、都道府県、保険者(被用者保険・国保)に割り振り、後期高齢者医療制度における負担割合にしたがって負担

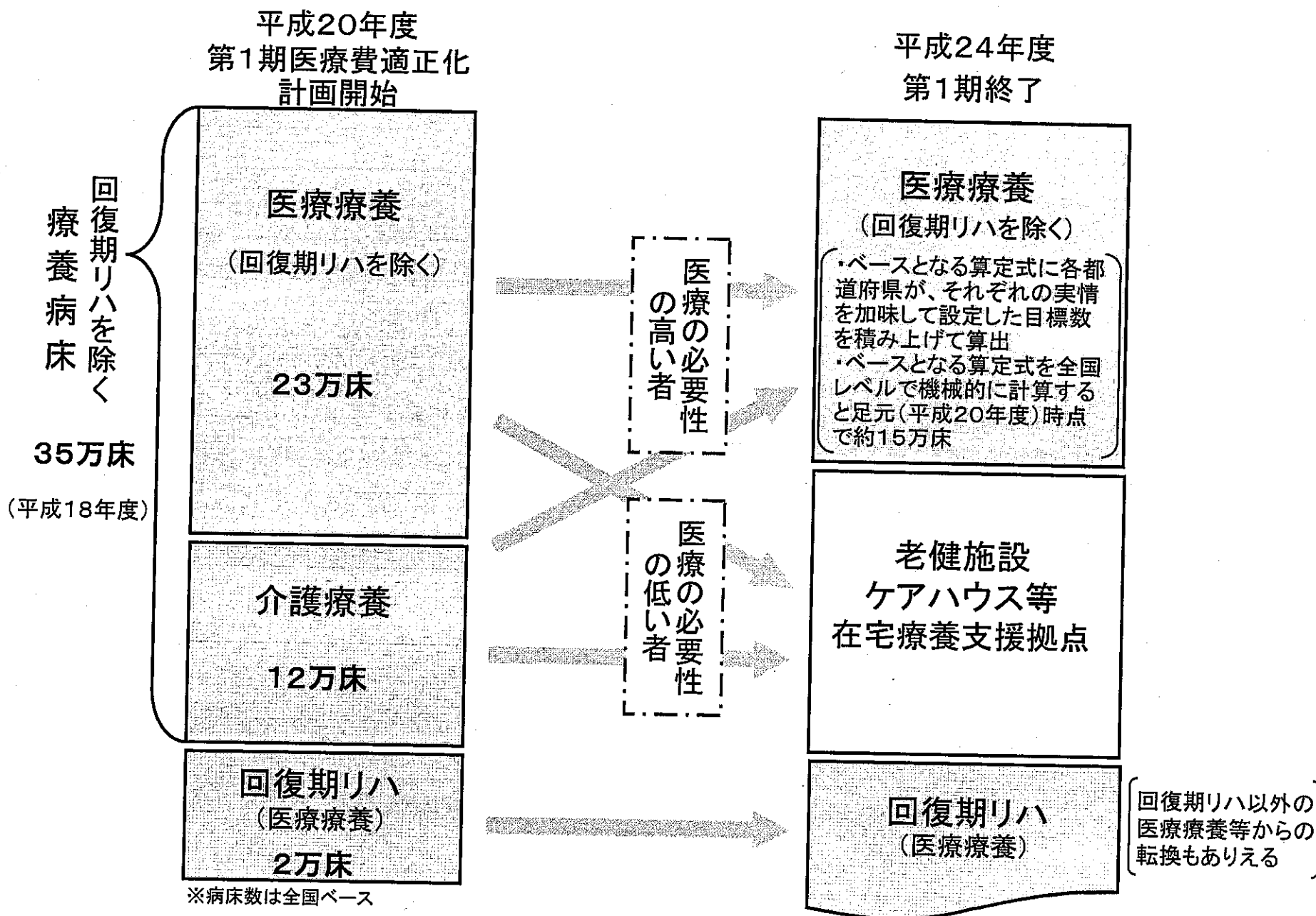
⇒ 国:都道府県:保険者(被用者保険・国保) = 1/3:1/6:2/5 = 10:5:12



## 療養病床の再編成に関する全体スケジュール

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医療費適正化計画			←		第1期			第2期	
病床転換助成事業			←					←	-----
介護保険移行準備病棟						→			
診療報酬	改定		改定		改定		改定		改定 県別特例
介護保険事業支援計画		第3期	←		第4期	←		第5期	→
地域介護・福祉空間 整備等交付金(病床転換 係るもの)						→			
経過型介護療養型 医療施設						→			
介護報酬	改定			改定			改定		

# 各都道府県の療養病床の目標数(平成24年度)(案)



## 高齢者の医療の確保に関する法律(抄)

### 附 則

#### (病床転換助成事業)

第二条 都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関(医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る。)に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換(医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十二項に規定する介護保険施設(同法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。)その他厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。以下同じ。)に要する費用を助成する事業(以下「病床転換助成事業」という。)を行うものとする。

#### (病床転換助成事業の費用の額の決定)

第三条 都道府県知事は、病床転換助成事業に要する費用の額を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による協議をするに際しては、各都道府県における病床転換助成事業に要する費用の額の総額が、当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の予想額の総額に、すべての都道府県における病床の転換の見込み及びそれに要する費用の予想額等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額を超えないよう調整するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、都道府県が病床転換助成事業に要する費用の額を定めたときは、支払基金に対し、その金額を通知しなければならない。

#### (費用の支弁)

第四条 都道府県は、病床転換助成事業に要する費用及び当該事業に関する事務の執行に要する費用を支弁する。

#### (国の交付金)

第五条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、病床転換助成事業に要する費用の額の二十七分の十に相当する額を交付する。

(病床転換助成交付金)

第六条 都道府県が附則第四条の規定により支弁する費用の二十七分の十二に相当する額については、政令で定めるところにより、支払基金が当該都道府県に対して交付する病床転換助成交付金をもつて充てる。

2 前項の病床転換助成交付金は、次条第一項の規定により支払基金が徴収する病床転換支援金をもつて充てる。

(病床転換支援金の徴収及び納付義務)

第七条 支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金(以下「病床転換支援金等」という。)を徴収する。

2 保険者は、病床転換支援金等を納付する義務を負う。

(病床転換支援金の額)

第八条 前条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換支援金の額は、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額とする。

(病床転換助成関係事務費拠出金の額)

第九条 附則第七条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換助成関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における附則第十一条第一項に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(中略)

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)

第十一条 支払基金は、第百三十九条第一項に掲げる業務のほか、保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。